

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人板柳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

(1) 会長については、報酬を支給する。

(2) 会長以外役員等については、報酬を支給しないこととし、理事会及びその他の会議への出席、監事監査への出席などの場合に別表1の通り費用を弁償する。

(会長の報酬の算定方法)

第4条 会長に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 会長に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

別 表 1

区 分	費用弁償額
理 事	日額 2, 0 0 0 円
監 事	日額 2, 0 0 0 円

別 表 2

区 分	報酬の額
会 長	月額 3 0, 0 0 0 円

附 則

この規程は、平成 2 9 年 3 月 2 9 日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 1 2 月 2 6 日から施行する。